

議案第85号

県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について

次のとおり県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決（平成4年3月19日議決）の一部を変更し、平成17年度分の市町村負担金から適用することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片山善博

次の表の変更前の欄の表中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄の表中下線が引かれた部分に変更する。

次の表の変更後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

変 更 後	変 更 前
県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金	県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金

事業名	市町村負担金の額	
	土地改良事業に該当するもの	土地改良事業に該当しないもの
1～5 略		
6 土地改良総合整備事業（一般）	事業費の100分の10に相当する額	
7 経営体育成基盤整備事業	事業費の100分の10に相当する額	
8 略		
9 略		
10 略		
11 略		
12 略		
13 略		
14 略		
15 略		
16 略		
17 略		
18 略		

備考

1～3 略

事業名	市町村負担金の額	
	土地改良事業に該当するもの	土地改良事業に該当しないもの
1～5 略		
6 土地改良総合整備事業（一般）	事業費の100分の10に相当する額	
7 略		
8 略		
9 略		
10 略		
11 略		
12 略		
13 略		
14 略		
15 略		
16 略		
17 略		

備考

1～3 略